

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年2月8日
【会社名】	ソニー株式会社
【英訳名】	SONY CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表執行役 平井 一夫
【本店の所在の場所】	東京都港区港南1丁目7番1号
【電話番号】	03-6748-2111（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 村上 敦子
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南1丁目7番1号
【電話番号】	03-6748-2111（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 村上 敦子
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券（注）1
【届出の対象とした募集金額】	（第36回普通株式新株予約権証券） その他の者に対する割当 0円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 94,237,500円（注）2 （第37回普通株式新株予約権証券） その他の者に対する割当 0米ドル 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 732,750.00米ドル（注）2
【安定操作に関する事項】	（注）1 新株予約権証券は、ストック・オプション付与を目的としたソニー株式会社第36回普通株式新株予約権及び第37回普通株式新株予約権として発行されるものです。 2 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、2018年2月2日提出の有価証券届出書提出時の時価を基礎として算出した見込額であります。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び新株予約権者がその権利を喪失した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少いたします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2018年2月2日付で関東財務局長に提出した有価証券届出書の参照書類につき、当社は、四半期報告書（事業年度（2017年度）第3四半期 自 2017年10月1日 至 2017年12月31日）を2018年2月8日に関東財務局長に提出いたしました。これに関連して、当該有価証券届出書（添付書類を含む。）の記載事項のうち訂正又は削除すべき事項があったため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

（添付書類の削除）

第101期第3四半期（2017年10月1日から2017年12月31日まで）の連結業績の概要

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示しております。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

（訂正前）

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（2016年度）（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）

2017年6月15日に関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

(1) 事業年度（2017年度）第1四半期（自 2017年4月1日 至 2017年6月30日）

2017年8月7日に関東財務局長に提出

(2) 事業年度（2017年度）第2四半期（自 2017年7月1日 至 2017年9月30日）

2017年11月7日に関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2018年2月2日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を2017年6月20日に関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2018年2月2日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項、同条第2項第1号及び同条同項第2号の2の規定に基づき、臨時報告書を2017年10月31日に関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2018年2月2日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第9号の規定に基づき、臨時報告書を2018年2月2日に関東財務局長に提出

6【訂正報告書】

訂正報告書（上記4の臨時報告書の訂正報告書）を2017年11月21日に関東財務局長に提出

(訂正後)

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度(2016年度)(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

2017年6月15日に関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

(1) 事業年度(2017年度)第1四半期(自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)

2017年8月7日に関東財務局長に提出

(2) 事業年度(2017年度)第2四半期(自 2017年7月1日 至 2017年9月30日)

2017年11月7日に関東財務局長に提出

(3) 事業年度(2017年度)第3四半期(自 2017年10月1日 至 2017年12月31日)

2018年2月8日に関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2018年2月8日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を2017年6月20日に関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2018年2月8日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項、同条第2項第1号及び同条同項第2号の2の規定に基づき、臨時報告書を2017年10月31日に関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2018年2月8日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第9号の規定に基づき、臨時報告書を2018年2月2日に関東財務局長に提出

6【訂正報告書】

訂正報告書(上記4の臨時報告書の訂正報告書)を2017年11月21日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

(訂正前)

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2018年2月2日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2018年2月2日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

(訂正後)

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2018年2月8日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2018年2月8日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

以上